

玉心会 医療安全管理室運営規則

第1条

玉心会鹿嶋/宝山/潮来ハートクリニック/赤羽画像クリニック（以下当院という）において患者様中心の医療を推進するにあたり、質の高い安全な医療を提供するために、職員個人レベルならびに病院組織レベルの両面から事故防止対策を推し進め、組織横断的に安全管理体制を構築することを目的とした安全管理室を設置する。

第2条

医療安全管理室に医療安全管理室長を置く。医療安全管理室長は病院長が委嘱する。

第3条

1. 医療安全管理室は、安全管理室長のもと以下の者で構成する

- ① 医療安全室長
- ② 医療安全管理責任者
- ③ その他病院長が認めたもの

2. 医療安全管理責任者の配置

医療安全管理責任者は、当院における医療安全管理に係る実務を担当し、医療安全を推進する者とする。

- ① 医療安全管理責任者は、所定の医療安全管理者養成の研修を終了した医療安全に関する十分な知識を有する者とする。

第4条 医療安全管理室、安全管理責任者の業務

- ① 医療安全管理部門の業務に関する企画、立案及び評価
- ② インシデント・アクシデントレポートの分析、集計
- ③ 定期的な院内巡回による各部門における医療安全対策の実施状況把握と分析、及び医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策の推進
- ④ 各部門におけるリスクマネージャーへの支援
- ⑤ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整
- ⑥ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の年2回以上の実施
- ⑦ 相談窓口等の担当者との密接な連携のうえで、医療安全対策に係る患者様・家族の相談に適切に応じる体制の支援
- ⑧ 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録し、必要に応じて医療安全管理委員会で報告する。
- ⑨ 医療安全管理委員会・院内事故調査委員会で用いられる資料および議事録の作成・保存する。
- ⑩ 院内の有害事象防止活動および医療安全に関する職員研修の企画立案・実施、及び年2回以上の医療安全に関する義務研修会の開催と記録。
- ⑪ 患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱いについて記録する。
- ⑫ 安全管理室の活動実績を記録する。

- ⑬ その他、医療安全対策の推進ならびに、医療安全に係る連絡調整に関すること。

附則

1. この内規は令和3年4月1日から施行する。
2. 令和4年11月1日改訂
3. 令和7年6月1日改訂